

下田市ソーシャルメディア運用方針

平成 29 年 2 月 9 日

改正

平成 29 年 4 月 1 日

令和 3 年 8 月 17 日

下田市が運用する下田市ソーシャルメディアの運用方針を次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディア

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、下田市公式のものを設置し、その管理は企画課が行います。

2 目的

下田市が実施するイベント等の情報、下田市の魅力に関連する情報等を発信し、市内外のソーシャルメディア利用者に、下田市をより身近に感じてもらうとともに、災害発生時には防災情報等を発信することを目的としています。

3 ソーシャルメディアの定義

ブログ、Twitter、Facebook、Instagram、LINE、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、又は相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

4 運用管理者

- (1) 管理者 下田市企画課
- (2) 管理責任者 下田市企画課長

5 投稿

投稿者は、企画課長が必要と認める職員とします。

6 掲載内容

- (1) イベント、最近の出来事、下田市の魅力等のシティプロモーション情報
- (2) 災害発生時に下田市災害対策本部が発信する防災情報等
- (3) その他企画課長が必要と認めた情報

7 運用時間

投稿者は、6に掲げる内容を必要時に掲載することとし、掲載は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までの間に行います。ただし、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合においては、この限りではありません。

8 コメント等への回答

利用者からのコメント等への回答は、原則として行いません。

投稿内容の錯誤、誤字脱字等に係る指摘に対しては、運用管理者が状況に応じて適切に対応するものとします。

9 個人情報に関する取扱い

下田市が利用者から個人情報を取得する場合には、下田市個人情報保護条例（平成27年下田市条例第24号）に基づき、適切に管理します。

10 禁止事項

以下の事項に関する投稿は禁止します。禁止事項に該当すると判断した場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、下田市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他下田市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

11 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（著作権、商標権、肖像権等）は、下田市又は下田市以外の原著作者等に帰属します。

12 免責事項

- (1) 下田市は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 下田市は、利用者が掲載情報を利用し、又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 下田市は、利用者が投稿した内容について、一切の責任を負いません。
- (4) 下田市は、利用者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 下田市は、予告なしに掲載した情報を変更し、又は削除し、サービスの運用を停止することがあります。
- (6) 本ページは、各社のシステムによって運用されています。下田市は、各社のシステム運用状況に関する質問等について、一切お答えしません。また、各サイト、各社又は第三者から提供されているソフトウェア、アプリの機能、ご利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えしません。